

首都圏の土地・企業オーナーを 永続的繁栄に導くパートナー

東京、神奈川、埼玉の計12拠点で、首都圏の土地オーナーと企業経営者が資産管理と相続のプロとして厚い信頼を寄せるランドマーク税理士法人グループ。一方で「丸の内相続プラザ®」では一般向けの相続対策にも応じ、資産管理と相続知識の広い普及に貢献している。

今年8月、新宿駅前事務所の新規開設により、ランドマーク税理士法人グループの拠点は、12カ所になった。東京に4カ所、神奈川に7カ所、埼玉に1カ所の各拠点は、全て最寄り駅から徒歩5分以内の好立地。首都圏の土地所有者や経営者らに寄り添う良きパートナーである。

都市農家や経営者への最善策を追求する姿勢

ランドマーク税理士法人グループには、清田幸弘代表社員をはじめ、首都圏都市農家や地主、および企業経営者が抱く特有の悩みを熟知する専門家が多数。都市部の農地は相続税が高い。

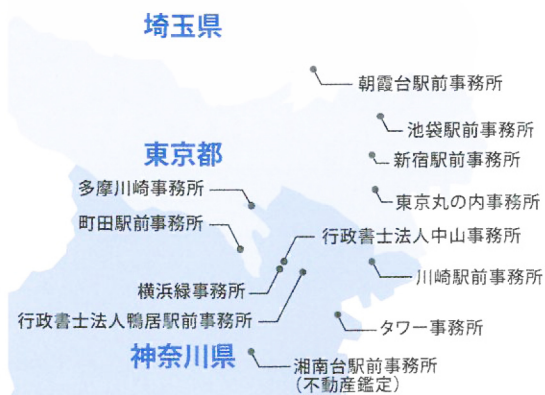
農家は、自然条件に左右される作物の収穫高と高額のと不安を覚えながらも、先祖から受け継いだ土地を守ろうとしている。代々続くオーナー企業の経営者も、心境は同じだ。こうした事情があるからこそ、その分野で第一人者の外部専門家にも知恵を募りながら、トップレベルの解決策を編み出しているのだ。そして、それはすぐにグループ内で共有され、提案レベルの向上に寄与する。



ランドマーク税理士法人グループ 代表社員 清田幸弘

清田幸弘 代表社員
明治大学卒業。横浜農協(旧横浜北農協)、会計事務所勤務を経て、1997年清田幸弘税理士事務所設立。後にランドマーク税理士法人に改編。相続実務のプロを養成する「丸の内相続大学校®」を主宰。税理士、行政書士、農協監査士、宅地建物取引士。

首都圏に12拠点を展開する ランドマーク税理士法人グループ



新宿駅前事務所は2017年8月開設。増え続ける資産関連実務のニーズに、首都圏で12拠点を展開し、迅速に対応する

自身が農家出身の清田代表は、「地主や資産家にとって本当に必要なのは、何を守り、どう受け継ぐかを明らかにしてくれる

パートナーの存在です。個別の事情を無視した土地活用の提案などは一切行いません」と言う。

この姿勢は、1997年設立の清田幸弘税理士事務所時代から一貫しており、結果、相続対策の相談件数は累計で1万件を超え、相続税申告の受託件数も年間437件、累計2500件と、業界トップクラスを記録するまでになった。

現在、12カ所の各拠点には、税理士、公認会計士、弁護士、不動産鑑定士ほかの有資格者を含め、140人以上が勤務する。拠点同士の人材交流や毎日のテレビ朝礼によって全スタッフが常に最新情報を共有している。

業務平準化が生む 迅速で正確な仕事

ランドマーク税理士法人グループが顧客に高く評価されている理由には、「スピード感」と「正確さ」の両立がある。同グループの相続税申告業務には、それが最もよく表れている。

相続税の申告は、相続開始から10カ月以内に行う必要がある。この間のさまざまな調査や手続きを考えると、10カ月は意外と短い。だが、同グループではこれを2カ月程度で終えるという。しかも、正確さを期すべく、複数の税理士が確認し、最後は清田代表が決裁を行う。基本的な作業を可能な限り平準化しており、確認に時間と労力を割くことができるのだ。

また、原則的に全案件で書面添付も行っている。同グループの申告書類がいかに正確に作成されているか。それは、扱った相続税申告案件の税務調査を受ける割合が1%以下という数字が全てを物語っている。かつて他の税理士に相続税申告を依頼した土地オーナーが、ランドマーク税理士法人グループに土地の再評価を依

頼し、還付申告を行ったところ、1億8000万円もの還付を受けたという事例もある。国税OB税理士にも見解を求め、最後は清田代表が決裁。顧客のために正確を期すことを突き詰めた成果である。

相続知識普及のため 相談窓口や講座を開設

清田代表は、これまで相続に悩む人を身近で多く見てきた。税理士になった動機でもある。そして今は、「相続の知識をもっと広めなくては」という使命感に駆られている。

「丸の内相続プラザ®」(上の写真)は、これを形にした相続全般に関する無料相談窓口である。駅からのアクセス至便な12の拠点全てに設置されているため、会社員などが仕事帰りに気軽に立ち寄っている。最近では、法人客もやって来るようになった。

また、税理士など士業や金融、不動産関係者などに向け、相続実務プロフェッショナルを養成するために開講しているのが、「丸の内相続大学校®」である。すでに11期を迎えた同講座では、期ごとに、都市農家と税、事業承継、相続税の税務調査などテーマを設定し、第

一線の講師を迎えて高度なレクチャーが行われている。これまでに約500人以上が受講した講座の修了者は「相続マイスター」に認定される。

清田代表は、日常業務やこれらの講座などを通じ、相続に関わる知識と実務能力向上へのニーズがますます高まっていると実感している。だからこそ、相続を単なる手続きに終わらせず、「家をどう守っていくか、まず家族で話し合うことが、円満な相続の基本です」と、常にその本質を指摘するのである。

■ DATA ■
代表者 清田幸弘
設立 1997年
所 属 東京地方税理士会 横浜中央支部
職員数 147人(税理士16人<うち国税OB5人>、公認会計士2人、行政書士8人、不動産鑑定士1人、中小企業診断士1人、宅地建物取引士11人、その他有資格者47人)
所在地 〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37F
TEL 0120-48-7271(コハセツゼイ)
月~金9時~19時、土9時~18時、日・祝10時~17時
支 所 東京丸の内、新宿駅前、池袋駅前、町田駅前、横浜緑、川崎駅前、多摩川崎、湘南台駅前、朝霞台駅前、(行政書士法人)中山・鶴居駅前
E-mail info@landmark-tax.or.jp
URL https://www.zeirisi.co.jp/



12の拠点全てに設置されている相続全般に関する無料相談窓口「丸の内相続プラザ®」(写真は新宿駅前事務所)